

平成27年第4回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月7日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成27年12月15日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成27年12月15日午前9時40分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	2 番	山 口 定 君		1 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成27年第4回玄海町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年12月15日 午前9時開議

- 日程1 議案第82号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第83号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第93号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第95号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程2 議案第96号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程3 請願第1号 TPP交渉に関する請願
- 日程4 請願第2号 米価暴落対策の意見書を求める請願
- 日程5 閉会中の継続調査について
- 日程6 所管事務の調査報告について

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

- 日程1 議案第82号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報提供に関する条例の制定について

議案第83号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第85号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第5号）

議案第93号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第94号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第95号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程1．議案第82号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから議案第85号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第92号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第95号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上8件を一括議題といたします。

本件につきましては、12月7日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

12月7日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました議案第82号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから議案第85号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第92号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第95号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上8件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから議案第85号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第92号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第95号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上8件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 2 議案第96号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（上田利治君）

日程 2. 議案第96号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第96号 損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これは自動車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

[illegible]

ます。

事故の概要としましては、平成27年11月28日土曜日、午前（136ページで訂正）0時30分ごろ、小城市小城町晴気1277番地先路上、これは国道203号でございますが、ここにおいて町職員が職務上公用車を運転中、過失により追突し、相手方車両の一部を破損させたものでございます。

この事故による損害賠償額は、相手所有の自動車の修繕費106千円でございます。

なお、事故は町職員の追突によるものであり、当然、相手方の過失はございませんので、修繕費の全額が損害賠償額となっております。

また、この損害賠償額について、全額、町で加入をしている保険から補填されるものでございます。

本議案を可決いただきますと、相手方へ損害賠償額が確定いたしますので、可決をいただきましたら早急にこの賠償額で示談したいと考えておりますので、御審議の上、原案どおりの御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

これは11月28日で、このときは原子力防災の避難訓練中の事故ですね、そのように聞いておりますが、一般国道上での事故ということですけど、この避難訓練の行程に無理があつてこういう事故が起きたのか、それとも普通の車両運行上、ミスか油断かによってやったのか、その辺の事情はどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

その日、0時30分でございますので、ちょうど子供たちがバスで移動中の後方から、それについてきたというか、追尾をして、運転手の不注意によって、速度的にはほとんど歩く程度のスピードで追突したというふうに聞いておるところでございます。ですから、避難訓練上の時間の問題ではなくて、そのときの運転手の状況だったというふうに私どもは思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

単なる運転上のミスか不注意ということですね。

そして、相手方の車、それとどの程度の損害なのか、これは金額だけしか出ておりませんが、車種と、その部分ですね、その辺をちょっとお知らせください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これは先ほども説明の中で申し上げましたけれども、損害賠償額自体は相手車両の後方のバンパーのところの修繕でございまして、総額で106千円でございます。当然、人身事故ではございません、物損事故でございますので、相手の方の体に関するけがは全くございません。あくまで車の修繕費用の106千円だけでございます。（「車種は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。済みません、詳細は総務課長より報告させます。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

それでは、岩下議員からの御質問についてお答えいたします。

まず、事故に遭いました相手方の車種は、マツダのMPVで、ステーションワゴンでございます。

修理の内容といたしましては、リアバンパー、それからリアバンパー上部に取りつけられておりましたステッププレートの交換、この交換に伴います固定具等の交換、こういったものが金額として81,700円となっております。この中にはバンパー塗装代も含まれております。さらに、この車を修理中の代用車ということで相手方から請求がされておまして、それが24,300円。以上、合計の106千円となっているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

それでは、もう全額、相手方の要求どおりに支払いをするということですね。ステーションワゴンのバンパー取りかえと代車料。

ついでですけど、私のはプリウスですけど、後ろのバンパーに同じように傷つけられまして、きょう取りかえをするようにしております。それが50千円ちょっとですね。このマツダのステーションワゴンとグレードがこんなに違うんだなと思って聞いております。私の場合は代車も入れて50千円から60千円です。参考までに。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

今回の修理につきましては、相手方が納車されたところは佐賀マツダでございます。そちらのほうで内容等を精査して見積もりを出され、それを当町が加入しております保険会社のほうで査定をしていただきまして、内容等を審査した結果の数字となっているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これまで何年間のうち、事故もたまにあっておるみたいですが、こういったことはあんまりないので、ちょっとお聞きしたいんですが、こちらの役場の庁舎の自動車も破損している部分があると思いますが、役場の庁舎の車の保険は車両保険等に入っているんですか、どんなですか。

それとまた、入っているにしろ入っていないにしろ、事故を起こしたときの職員の免責というですかね、それは幾らか払うものか、就業中ですのでそのまま町のほうが負担するものか、その点について答弁願います。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

役場の公用車につきましては、一般財団法人全国自治協会というところがやっております自動車損害共済のほうに加入をしております。

その内容につきましては、車両共済、自分のところの車がもし事故に遭った場合等の修理代は、600千円までが保険として対象になります。それから、対人・対物については無制限という条件で加入をさせていただいております。

あと、この職員に対する免責といいますか、負担につきましては、公務中ということでございますので、職員について一切負担することはございません。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほど課長の答弁は対物で600千円ですか。庁舎の車両ですね、はい。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

まず、この議案の部分で、読み違いかと思いますが、町長は午後0時30分を午前と言われたと私は聞こえたんですが、まずこれの訂正をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

大変申しわけありません。訂正をさせていただきます。

事故の概要としては、平成27年11月28日土曜日、午後0時30分ごろでございます。そのように訂正をお願いします。大変申しわけありません。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

はい、わかりました。

今、車両保険なり自動車保険の話が出ておりますが、相手方のこの賠償金額はわかりませんが、当然こっちも傷んどると思うんですよね——こっちというか、庁舎の車もですね。これも保険で全部処理されるんですか。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

今回の事故につきましては、実際、事故が発生したときには、一度、交差点内、赤信号で停車をいたしまして、その停車中にですね、普通はブレーキを踏んでおくんですけども、

そのブレーキの踏みが甘かったということで、車がじわっと前方に動き出してしまい、前の車に衝突したということで、衝突時の速度は2キロから3キロというふうなことで事故報告が上がってきております。そういったことで、当方の車については一切損害がないということを確認しております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

相手方は100千円ですよ、代車も含めてですけど、傷がつかない程度でそんなに傷むんでしょうかね、よくわかりませんが——わかりました、いろんな調査をされた結果の金額かと思えますので。ですが、普通はですね、歩くぐらいの速度で当たって傷がつくかなと私は思いますけど。

そして、先ほども質問あっていましたけど、私は前にも何かで言ったことがあるかと思いますが、過失で書いてありますよね、これは。過失というのは本人の不注意ですよ。ただ一般的な運転中じゃないんですね、普通に思えばですよ。不注意をして、保険があるからということでしょうが、えらい守られとるなと。保険金を払っとるから、そのための分の保険だと思いますけれども、職務的な立場とあるわけですから、誰でも不注意はあります。それは一般の人と、こういった仕事に携わっている人と、もう少し違いがあるんじゃないかなと、私個人的にそう思います。そのときのために保険もかけてあるから使われていいんですけど、もう少しそういったことは慎重にやっていただきたいなと、要望しておきます。町長の答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、池田議員御指摘いただいたとおりに、運転する者のしっかりとした注意喚起を今後も私どもとしては強く求めていくような状況をつくり出していきたいと思っておりますし、ただ、保険に関しては、そのとおり全体的な形で保険加入をさせていただいておりますので、不測の事故に関してはこういう対応をさせていただきたいと思えます。ただし、今申し上げとおり、運転手に関してはしっかりとした注意喚起を今後も続けていきたいと思っております。

す。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第96号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程3 請願第1号 TPP交渉に関する請願

○議長（上田利治君）

日程3. 請願第1号 TPP交渉に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、12月7日の本会議において産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長、友田国弘君。

○産業建設常任委員長（友田国弘君）

御報告いたします。

請願第1号のTPP交渉に関する請願につきましては、去る12月7日の本会議において、産業建設常任委員会に付託を受けておりましたので、本定例会会期中の12月11日に委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

請願の内容といたしましては、日米2国間協議での合意内容を公表し、国会決議に違反する合意は撤回することと、TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退するよう国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものでございます。

委員からは、参加各国におけるＴＰＰ交渉については、10月５日に大筋合意に至っていること、畜産業、水産業においても餌等の輸入品目が多いこと、また、農林水産業だけでなく現在の一般生活の形態を見てもデメリットな面ばかりではないこと、本町だけの問題でなく日本全体の経済、生活を考慮すべきなどの意見や、外国産品に負けない国産品を生産するためには支援事業が必要であるなどの意見が出され、採決の結果、本請願は賛成者少数で不採択と決定いたしました。

以上で審査結果についての報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本件につきましては賛成討論の申し出がっておりますので、発言を許可します。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

本件については、委員会付託されたものが反対ということでございましたけれども、私は賛成の立場から討論を行います。

ＴＰＰ交渉については大筋合意をしたということが報じられております。閣僚声明が10月15日に発せられております。その中身は、環太平洋戦略的経済連携協定——ＴＰＰ協定ですね、農業分野での主要品目として国会決議で聖域とされたものが、関税撤廃の対象とされたばかりか、地域経済・雇用、農業、医療・保険、食品安全、知的財産など国民生活・営業に密接なかかわりのある分野で、日本国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認できません。特に農村の現状を見ればわかるように、米価は生産費を償うまでにはなっていません。それほど安くなっているわけです。

需給調整しているにもかかわらず、アメリカやオーストラリア産米を主食用として8万トンもの輸入枠を認めています。関税もこれまでの38.5%から15年後には9%にまで引き下げることになっています。今後、日本の米づくりに深刻な影響を与えることにもなります。経営規模にしても、日本の1,800倍と言われる規模の違いが際立っております。こうしたこと

にまともに太刀打ちできるわけがありません。

国内農業を守るためにも、本請願を採択し、米の生産需給安定対策を政府に強く求めていくべきではないでしょうか。ぜひ本請願を採択していただきますようお願いし、私の賛成討論を終わります。

○議長（上田利治君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第1号 T P P 交渉に関する請願については、原案のとおり賛成することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立少数と認めます。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程4 請願第2号 米価暴落対策の意見書を求める請願

○議長（上田利治君）

日程4. 請願第2号 米価暴落対策の意見書を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、12月7日の本会議において産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長、友田国弘君。

○産業建設常任委員長（友田国弘君）

御報告いたします。

請願第2号の米価暴落対策の意見書を求める請願につきましては、去る12月7日の本会議において産業建設常任委員会に付託を受けておりましたので、本定例会会期中の12月11日に委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

請願の内容といたしましては、価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離など明確な出口対策を実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し米価の回復を図ること。米直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止

の撤回、生産意欲の持てる飼料用米等への助成水準の引き上げなど、農家の経営安定策をとること。2018年産米からの生産調整廃止方針を撤回すること。T P P交渉における米国産米・豪州産米の輸入特別枠の合意を直ちに撤回すること。

以上の事項の実現を求める意見書を国の関係機関へ提出していただきたいというものでございます。

委員会では、本町の水田作付に係る各種助成事業の状況を調査いたしました。

委員からは、本町の特色でもある棚田という農地の形成を考えても、米の生産条件、あるいは農地の保全には非常に厳しい現状である。現在も水田に対する助成等の対策は行われているが、農地の保全・管理・生産など将来に向けて、さらなる対策の検討が必要である。農業以外の水産業、商工業等への対策も必要であり、日本の生活全体を考慮しなくてはならないなどの意見が出されました。

産業建設常任委員会で審議を行い、採決の結果、本請願は全員一致で不採択と決定いたしました。

以上で審査結果についての報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本件につきましては賛成討論の申し出がっておりますので、発言を許可します。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

本件についても賛成の立場から討論を行います。

この請願の冒頭で述べられているように、26年産米価格は5月末まで下がり続け、6月度に若干上がったが、農家手取りは8千円台、そういうふうな状況で推移しております。自家労賃も上がらず、生産資材も思うように確保できないのが現状ではないでしょうか。

上のほうからは4割のコスト削減という声が聞こえてきます。余りにも事の事情を知らな過ぎると言わざるを得ません。そういう点でも、今の現状をしっかりと見、光を当てれば人口

減もとまるでしょう。米づくりは農家の大黒柱です。その大黒柱が揺らいでいる。その大黒柱が倒れれば破滅です。今後の後継者が育たないようでは、農村は間違いなく疲弊していきます。玄海町もまさにそのような経過をたどってきています。「ふるさと創生」など耳ざわりのよい言葉がはやっていますが、それに乗せられてはできません。

本請願に要求項目が掲げられています。このことを玄海町として政府に対してしっかりと訴えていくことが求められます。皆さん方の深い御理解によって採択されることをお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（上田利治君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第2号 米価暴落対策の意見書を求める請願については、原案のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立少数と認めます。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程5 閉会中の継続調査について

○議長（上田利治君）

日程5. 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から調査中の事件につき、会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継

続調査とすることに決定いたしました。

日程 6 所管事務の調査報告について

○議長（上田利治君）

日程 6. 所管事務の調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から報告書が提出されております。

お手元に報告書を配付しておりますので、御了承方お願いいたします。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成27年第4回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前 9 時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会副議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員